

令和8年度弘前市まちなか活力向上事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、多様な団体が中心市街地においてイベント等を実施する事業を支援し、もって中心市街地の賑わい創出及びまちづくりの担い手の育成を図るため、令和8年度予算の範囲内において、弘前市まちなか活力向上事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、弘前市補助金等交付規則（平成18年弘前市規則第57号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 中心市街地 別図枠内の区域をいう。

(2) 商店街 市内に事務局を有する次のいずれかに掲げるものをいう。

ア 商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）に定める商店街振興組合又は商店街振興組合連合

イ 小売業、飲食店又はサービス業に属する事業を営む者が10者以上が隣接した地域で組織する任意の商店会

(3) 市内非営利団体 市内に事業所又は事務所を有する営利を目的としない一般社団法人、NPO法人、市民団体、学生団体等（商店街を除く。）をいう。

(4) 学生等 市内の高等学校、高等専門学校、大学、短期大学、専修学校（専門課程）その他の高等教育機関に現に在学している者をいう。

(補助事業者)

第3条 補助金の交付の対象となるもの（以下「補助事業者」という。）は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 市内非営利団体（第3号に該当するものを除く。）であって、他の市内非営利団体と連携して補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）を実施するもの

(2) 市内に店舗又は事業所を有する者3者以上により構成される団体

(3) 学生等が3人以上所属する団体であって、学生等が主体となって企画及び運営を行うもの。

(4) その他市長が認める団体

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げるものは補助事業者としない。

(1) 令和8年度中に補助金の交付を受けたもの

(2) 令和8年度中に前項第1号に該当する補助事業者として補助金の交付を受けたものと連携して補助事業を実施した市内非営利団体であって、当該補助事業において連携した団体以外の団体と連携することなく補助事業を実施しようとするもの。

(3) 授業、演習、実習、ゼミナールその他教育課程の一環として実施される事業又は単位取得若しくは成績評価の対象となる事業を実施する団体

(4) その他補助金の趣旨及び目的に照らして適当でないと市長が判断した団体

(補助事業)

第4条 補助事業は、中心市街地においてイベント等を実施する事業であって次の各号に掲げる要件をいずれも満たすものとする。

(1) 中心市街地の賑わい創出を図るものであること。

(2) 商店街と連携して実施するものであること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げるものは補助事業としない。

(1) 政治、宗教又は選挙活動を目的とするもの

(2) 法令、条例等に違反するもの

(3) 公序良俗に反するもの

(4) 市からの他の補助金等の交付を受けているもの。

(5) その他補助金の趣旨及び目的に照らして適当でないと市長が判断したもの

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業者が補助事業を実施するために必要な経費であって、次の表に掲げるものとする。

賃金（補助事業者の人件費を除く。）、謝金、旅費（交通費及び宿泊費に限る。）、景品等購入費、消耗品費、印刷製本費、広告宣伝費、通信運搬費、物品借上費、会場借上費、会場設営費、委託費、保険料、振込手数料

(補助金の額等)

第6条 補助金の額は、次の各号に掲げる補助事業者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 第3条第1項第1号、第2号又は第4号に該当する補助事業者 次に掲げる額のいずれか少ない額

ア 補助対象経費の実支出額の合計額（旅費については、市の一般職の職員の例により算出した額を上限とする。以下同じ。）から市以外の者から交付される補助金等の額を控除した額の3分の2に相当する額（当該相当する額に1円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨てた額）

イ 市以外の者から交付される補助金等及び参加費、協賛金その他の事業収入の合計額が、補助事業の総事業費から補助対象経費の実支出額の合計額を除いた額を超える場合において、当該超えた額を補助対象経費の実支出額の合計額から除いた額（当該額が零円未満となる場合は零円とする。）

ウ 1,000,000円

(2) 第3条第1項第3号に該当する補助事業者 市以外の者から交付される補助金等及び参加費、協賛金その他の事業収入の合計額が、補助事業の総事業費から補助対象経費の実支出額の合計額を除いた額を超える場合において、当該超えた額を補助対象経費の実支出額の合計額から除いた額（当該額が零円未満となる場合は零円とする。）又は500,000円のいずれか少ない額。

(交付申請)

第7条 規則第3条の補助金等交付申請書は、令和8年度弘前市まちなか活力向上事業費補助金交付申請書（様式第1号）とする。

2 前項の申請書に添付する書類は、次のとおりとする。

(1) 事業計画書（様式第2号）

(2) 収支予算書（様式第3号）

(3) 定款、規約等補助事業者の概要が確認できるもの

(4) 補助事業者の構成員名簿（第3条第1項第2号及び第3号に該当する補助事業者に限る。）

(5) 補助事業の内容が確認できる企画書等

(6) 同意書（様式第4号）及び法定代理人の本人確認書類（第3条第1項第3号に該当する補助事業者であって、代表者が未成年者であるものに限る。）

(7) 構成員のうち学生等である者全員の学生等であることが確認できるもの（第3条第1項第3号に該当する補助事業者に限る。）

3 市長は、前項に規定する書類以外の書類の提出を求めることができる。

4 第1項の申請書を提出するに当たっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(交付の条件)

第8条 次に掲げる事項は、補助金の交付の決定を受けた場合において、規則第5条の規定により付された条件とする。

(1) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容を変更する場合は、あらかじめ令和8年度弘前市まちなか活力向上事業費補助金事業変更承認申請書（様式第5号）を市長

に提出して、その承認を受けること。ただし、軽微な変更については、この限りでない。
(2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、あらかじめ令和8年度弘前市まちなか活力向上事業費補助金事業中止（廃止）承認申請書（様式第6号）を市長に提出して、その承認を受けること。

(3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告してその指示を受けること。
(交付決定)

第9条 規則第6条の補助金等交付決定通知書は、令和8年度弘前市まちなか活力向上事業費補助金交付決定通知書（様式第7号）とする。
(申請の取下げ)

第10条 規則第7条第1項の規定による申請の取下げをすることができる期日として市長が定める日は、補助金の交付決定通知書の送付を受けた日から起算して20日を経過した日とする。

2 交付の申請の取下げは、令和8年度弘前市まちなか活力向上事業費補助金交付申請取下書（様式第8号）を市長に提出して行うものとする。
(実績報告)

第11条 規則第12条の補助事業等実績報告書は、令和8年度弘前市まちなか活力向上事業費補助金事業完了（廃止）実績報告書（様式第9号）とする。

2 前項の報告に添付する書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業実績書（様式第10号）
- (2) 収支決算書（様式第11号）
- (3) 領収証、受領証等支払を証明するものの写し
- (4) 補助事業を実施したことがわかる書類（写真等）

3 市長は、前項に規定する書類以外の書類の提出を求めることができる。

4 第1項の報告書の提出期限は、補助事業が完了した日（第8条第2号の規定により補助事業の廃止の承認を受けた場合は、当該承認を受けた日）から起算して30日を経過した日又は令和9年4月30日のいずれか早い日とする。

5 第1項の報告書を提出するに当たっては、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(補助金の額の確定通知)

第12条 規則第13条の補助金等交付額確定通知書は、令和8年度弘前市まちなか活力向上事業費補助金交付額確定通知書（様式第12号）とする。
(補助金の請求等)

第13条 補助金の請求は、令和8年度弘前市まちなか活力向上事業費補助金請求書（様式第13号）を市長に提出して行うものとする。

2 補助金は、前項の請求書が提出された日から起算して30日以内に口座振込により交付する。

3 補助金は、概算払により交付することができる。

附 則

この要綱は、告示の日から施行し、令和8年度の補助事業について適用する。